

2007年2月1日

各 位

日新火災海上保険株式会社

火災保険の適正な募集態勢等にかかる点検について

弊社ではこの度、火災保険の適正な募集を徹底するため、以下の通り募集態勢等の点検を実施することといたしました。

本点検の結果、保険料の誤りなど不備が判明したご契約につきましては、適切に是正してまいります。また、この度の点検により、弊社および代理店の募集態勢を十分に検証するとともに、適正な募集態勢を確保するための取り組みを今後も実施してまいります。

1. 適正な保険料が算出されていることの点検

(1) 一斉点検による検証

2007年3月末までに、以下の保有契約について一斉点検を実施します。構造級別や適用割引の誤りにより保険料をいただき過ぎていた場合は、お客さまに確認のうえ契約内容を訂正するとともに、訂正後の保険料との差額（以下、「差額保険料」といいます。利息を含みます。）を返還いたします。

① 点検の対象

- a. 申込書に木造A・L・C・コンクリート構造物件である旨の記載がされながら、C・D構造（3・4級構造）が適用されている契約
- b. 申込書に2×4（ツーバイフォー）である旨の記載がされながら、省令準耐火構造割引が適用されていない契約、または2×4割引が適用されていない契約
- c. M構造割引を適用すべきところを適用していない可能性が高い契約

② 点検の方法

リストアップされた点検対象契約について、契約内容の点検、物件の調査を実施し、物件種別や適用割引、保険金額等の再判定を行います。

(2) 契約の更改時における検証

2008年5月末までに、契約の更改手続きの中で検証を行い、過去の契約の不備が客観的に把握できる場合におきましては、過去の契約についても差額保険料を返還いたします。

① 点検の対象

今後、満期を迎える全ての火災保険契約。

② 点検の方法

「契約内容チェックシート」に基づき、保険の目的、保険金額、構造、適用割引等について点検を行います。

(3) 長期契約・自動継続契約の検証

2008年5月末までに、以下の方法によりお客さまへのご案内を行い、お客さまからの申し出により契約の不備が判明した場合には、契約内容を訂正するとともに差額保険料を返還いたします。

① 点検の対象

「契約の更改時における検証」の対象とならない全ての火災保険の契約。

② 点検の方法

契約の始期応答月ごと等に、対象物件の構造や保険金額等の契約内容について確認を行っていただくためのご案内を書面（ダイレクトメール、はがき等）で行います。

2. お客さまへの説明態勢および代理店等に対する指導態勢の点検

(1) 募集文書の点検

2007年4月末までに、現在使用している火災保険のパンフレットを対象に、点検を実施します。

(2) お客さまから寄せられたご意見や苦情等の点検

2007年6月末までに、お客さまから寄せられたご意見や苦情等の分析を行い、募集態勢の適切性について検証を行います。

(3) 代理店アンケートによる点検

2007年4月および5月に代理店へのアンケートを実施し、代理店に対する弊社の指導状況およびその実効性について検証を行います。アンケート結果の分析等は2007年6月末までに実施する予定です。

なお、「代理店アンケートによる点検」の結果を踏まえ、2007年度中に代理店を対象と

した通信研修等の実施を検討し、募集態勢の強化をはかります。

(4) 代理店監査等による点検

従来より実施している代理店監査等における点検項目について、募集実態をより正確に把握する観点で見直しを行い、2007年6月以降に実施する代理店監査等について適用していきます。

＜お客さま専用 お問い合わせ窓口＞

フリーダイヤル：0120-25-7474

※受付時間：午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日を除く）

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。